

平成20年12月定例会
提出議案概要

石垣市

| | |
|-------|-------|
| 条 例 案 | 4 件 |
| 補正予算案 | 9 件 |
| そ の 他 | 1 6 件 |
| <hr/> | |
| 計 | 2 9 件 |

条 例（ 4 件 ）

| 件 名 | 概 要 |
|---|---|
| <p>議案第 101 号 石垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p> | <p>健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の改正に伴い、出産育児一時金の支給に関し、「産科医療補償制度」に係る規定を定めるため、条例を一部改正するもの</p> <p>（主な内容） 第 7 条第 1 項にただし書として「市長が健康保険法施行令第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。」を加える。</p> <p><u>産科医療補償制度の概要</u></p> <p>1 産科医療補償制度の目的 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設された。</p> <p>(1) 分娩に関連して発症した脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する。</p> <p>(2) 脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺児の予防に資する情報を提供する。</p> <p>(3) これらのことにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る。</p> <p>2 補償内容</p> <p>(1) 補償対象 分娩により次の基準を満たす状態で出生した児 出生体重が 2,000 g 以上かつ在胎週数が 33 週以上 身体障害者 1 及び 2 級の重症児</p> <p>(2) 補償金額（3,000 万円） 準備一時金 1 回 600 万円 補償分割金 20 回 120 万円 / 年</p> <p>平成 21 年 1 月 1 日から施行</p> |

| <p>議案 102 号 石垣市使用料条例の一部を改正する条例</p> <p>[保健福祉部：生活環境課]</p> | <p>行政財産である土地の使用料の額を定めるため、条例の一部改正するもの</p> <p>(主な内容) 別表に次の 1 項を加える。 2 土地使用料</p> <table border="1" data-bbox="651 477 1377 792"> <thead> <tr> <th data-bbox="651 477 767 539">名称</th> <th data-bbox="767 477 1377 539">使用料の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="651 539 767 792">土地</td> <td data-bbox="767 539 1377 792"> (1)使用期間 1 月以上の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 (2)使用期間が 1 月未満の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 × 105 / 100 </td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 2 月 1 日から施行</p> | 名称 | 使用料の算定方法 | 土地 | (1)使用期間 1 月以上の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 (2)使用期間が 1 月未満の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 × 105 / 100 |
|--|--|----|----------|----|---|
| 名称 | 使用料の算定方法 | | | | |
| 土地 | (1)使用期間 1 月以上の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 (2)使用期間が 1 月未満の場合 土地の使用面積に対応する時価 × 3 / 100 × 使用許可日数 / 365 × 105 / 100 | | | | |
| <p>議案 103 号 石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>[建設部：都市建設課]</p> | <p>石垣市平久保第二市営住宅及び駐車場の整備に伴い、条例の一部改正するもの</p> <p>(改正内容) 別表 1 及び 2 に「石垣市平久保第二市営住宅」、「石垣市平久保第二市営住宅駐車場」の項を加える。</p> <p>公布の日から施行</p> | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>議案第 104 号 大濱皓文化振興基金条例</p> <p>〔教育部：文化課〕</p> | <p>大濱皓文化振興基金への寄附金等の受入れ、積立て及び処分に係る規定を整備する必要があるため条例を全部改正するもの</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の規定を追加又は改正する。 <p>(基金)</p> <p>第 2 条 基金は、大濱皓氏の遺族から寄贈された額とする。</p> <p>2 基金は、次に掲げるもので積み立てることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 寄附金 (2) その他毎会計年度予算で定める額 <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、毎年度予算の範囲内でこの基金に積み立てるものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第 5 条 基金は、その設置目的を達成するため、必要な事業に要する経費に充てる場合に限り、一部を処分することができる。ただし、処分できる金額は、第 2 条第 2 項で積み立てた額とする。</p> <p>公布の日から施行</p> |
|---|---|

予 算 (9 件)

| 件 名 | 概 要 | | | | | | |
|--|--|------------|-------|-------|------------|---------|------------|
| 議案第 92 号 平成 20 年度石垣市一般会計補正予算 (第 3 号) [企画部 : 財政課] | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 279,613 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,204,570 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 野底小学校屋内運動場整備事業の新規事業化、補助事業の事業費の確定に伴う補正及び人件費の補正</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,924,957</td> <td>279,613</td> <td>20,204,570</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 19,924,957 | 279,613 | 20,204,570 |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 19,924,957 | 279,613 | 20,204,570 | | | | | |
| 議案第 93 号 平成 20 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) [保健福祉部 : 健康保険課] | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,615 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,735,485 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 沖縄県特別調整交付金 (保健事業) の追加内示に伴う補正及び平成 18 年度会計検査による普通調整交付金の返還</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,731,870</td> <td>3,615</td> <td>6,735,485</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 6,731,870 | 3,615 | 6,735,485 |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 6,731,870 | 3,615 | 6,735,485 | | | | | |
| 議案第 94 号 平成 20 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) [保健福祉部 : 介護長寿課] | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,898 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,687,204 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 介護予防特定高齢者施策事業費の減額に伴う歳入・歳出の予算措置</p> <p>(単位 : 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,690,102</td> <td>2,898</td> <td>2,687,204</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 2,690,102 | 2,898 | 2,687,204 |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 2,690,102 | 2,898 | 2,687,204 | | | | | |

| <p>議案第 95 号 平成 20 年度石垣市後期高齢者 医療特別会計補正予算(第 2 号)</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,637 千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 289,170 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 平成 21 年度に実施する保険料軽減対策をはじめとす るシステム改修経費に係る補正</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 562 1377 667"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>281,533</td> <td>7,637</td> <td>289,170</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 281,533 | 7,637 | 289,170 |
|--|--|---------|-------|-------|---------|-------|---------|
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 281,533 | 7,637 | 289,170 | | | | | |
| <p>議案第 96 号 平成 20 年度石垣市農業集落排 水事業特別会計補正予算(第 2 号)</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,052 千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 442,112 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 歳入は、農村下水道使用料を増額し、歳出は、財政調 整基金積立金の増額、その他補助金事業を完全に執行す るために事業費の組み換えを行う。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 1128 1377 1234"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>441,060</td> <td>1,052</td> <td>442,112</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 441,060 | 1,052 | 442,112 |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 441,060 | 1,052 | 442,112 | | | | | |
| <p>議案第 97 号 平成 20 年度石垣都市計画土地 区画整理事業特別会計補正予 算(第 2 号)</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p> | <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,504 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 169,613 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 事業費の組換え及び事業費の減額と基金繰入金の減 額補正</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 1653 1377 1758"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>178,117</td> <td>8,504</td> <td>169,613</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 178,117 | 8,504 | 169,613 |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | | | | | |
| 178,117 | 8,504 | 169,613 | | | | | |

| <p>議案第 98 号 平成 20 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 2 号)</p> <p>[建設部：港湾課]</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 919,256 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 歳入は、財政調整積立金よりの繰入金、歳出は、消費税納付金の増額</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 562 1378 669"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>909,218</td> <td>10,038</td> <td>919,256</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 909,218 | 10,038 | 919,256 | | | | | |
|---|---|------------|------|-------|---------|--------|---------|---|-----|------------|------------|------|
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | | | | | | |
| 909,218 | 10,038 | 919,256 | | | | | | | | | | |
| <p>議案第 99 号 平成 20 年度石垣市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)</p> <p>[建設部：下水道課]</p> | <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 354 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 917,945 千円とするものである。</p> <p>(主な内容) 歳入は、一般会計繰入金として人件費を増額補正 歳出は、人件費等の調整及び施設管理費の修繕費と委託料の組替</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 1126 1378 1234"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>917,591</td> <td>354</td> <td>917,945</td> </tr> </tbody> </table> | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 917,591 | 354 | 917,945 | | | | | |
| 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | | | | | | | | |
| 917,591 | 354 | 917,945 | | | | | | | | | | |
| <p>議案第 100 号 平成 20 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 2 号)</p> <p>[水道部：総務課]</p> | <p>(主な内容) 公的資金補償金免除繰上償還に係る財源について減債基金により繰上償還を行うため、借換債を減額して減債基金を充てるもの</p> <p>予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 1653 1378 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="3">限度額</th> </tr> <tr> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借換債</td> <td>454,600 千円</td> <td>454,600 千円</td> <td>0 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 起債の目的 | 限度額 | | | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 借換債 | 454,600 千円 | 454,600 千円 | 0 千円 |
| 起債の目的 | 限度額 | | | | | | | | | | | |
| | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | | | | | | | | | |
| 借換債 | 454,600 千円 | 454,600 千円 | 0 千円 | | | | | | | | | |

その他（16件）

| 件名 | 概要 | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------------|-----|-----|----|-----|------|--------------------------------|---|
| <p>議案第76号 団体営ため池等整備事業（野呂水地区）について</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p> | <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 事業目的 土砂崩壊防止工事 2 受益面積 10.40ha 3 受益工数 8戸 4 主要工事 法面工 1,630㎡ 排水工 800m 土砂溜工 7ヶ所 5 総事業費 160,000千円 （国80% 県15.5% 市4.5%） 6 工期 平成21年度～平成25年度</p> | | | | | | | | |
| <p>議案第77号 市道の認定について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p> | <p>路線の認定は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <table border="1" data-bbox="695 1182 1348 1370"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>起終点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>830</td> <td>屋良部線</td> <td>字崎枝 556 番 618 字崎枝 556 番 642</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>（主な内容） ・延長 1,300m ・面積 7,150㎡ ・幅員 5.5m</p> | 路線番号 | 路線名 | 起終点 | 摘要 | 830 | 屋良部線 | 字崎枝 556 番 618 字崎枝 556 番 642 | - |
| 路線番号 | 路線名 | 起終点 | 摘要 | | | | | | |
| 830 | 屋良部線 | 字崎枝 556 番 618 字崎枝 556 番 642 | - | | | | | | |

議案第 78 号
市道の変更について
(起終点の変更)

路線の変更は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を必要とする。

(主な内容)

崎枝線の起点を字崎枝 195 番 27 から同 556 番 64 に、
終点を字崎枝 556 番 61 から同 556 番 64 に変更する。

| 路線 番号 | 路線名 | 説明 | 変更 | 起 点 終 点 | 摘要 |
|----------|-----|----------------|----|------------------------------|----|
| 309 | 崎枝線 | 起終点 の 変更 | 前 | 字崎枝 195 番 27 字崎枝 556 番 61 | |
| | | | 後 | 字崎枝 239 番 6 字崎枝 556 番 64 | |

[建設部：都市建設課]

| | 延長(m) | 面積(m ²) | 幅員(m) |
|-----|--------|---------------------|----------|
| 変更前 | 5,871 | 33,996 | 3.0~13.3 |
| 変更後 | 9405.5 | 46,687 | 3.0~13.7 |

議案第 79 号
市道の変更について
(起終点の変更)

路線の変更は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を必要とする。

(主な内容)

崎枝線の起点を字崎枝 239 番 6 から同 239 番 67 に、
終点を字崎枝 556 番 51 から同 556 番 65 に変更する。

| 路線 番号 | 路線名 | 説明 | 変更 | 起 点 終 点 | 摘要 |
|----------|-----------|----------------|----|------------------------------|----|
| 387 | 東屋良 部線 | 起終点 の 変更 | 前 | 字崎枝 239 番 6 字崎枝 556 番 51 | |
| | | | 後 | 字崎枝 239 番 67 字崎枝 556 番 65 | |

[建設部：都市建設課]

| | 延長(m) | 面積(m ²) | 幅員(m) |
|-----|-------|---------------------|----------|
| 変更前 | 4,325 | 33,996 | 3.0~13.3 |
| 変更後 | 4,325 | 46,687 | 3.0~13.7 |

| | |
|--|--|
| <p>議案第 80 号 公有水面埋立について (石垣港港湾区域内) 〔建設部：港湾課〕</p> | <p>沖縄総合事務局出願の石垣港(新港地区) - 9.0m 岸壁(大型旅客船バース)に係る公有水面埋立承認願書について、異議のない旨、石垣港港湾管理者へ答申したいので、公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 4 項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> |
| <p>議案第 81 号 石垣市中央運動公園指定管理者の指定について 〔建設部：都市建設課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者となる団体 石垣市字平得 439 番地 財団法人石垣市公共施設管理公社 理事長 黒島 健 2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで |
| <p>議案第 82 号 石垣市住区基幹公園指定管理者の指定について 〔建設部：都市建設課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者となる団体 石垣市字平得 439 番地 財団法人石垣市公共施設管理公社 理事長 黒島 健 2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで |
| <p>議案第 83 号 石垣市公設市場指定管理者の指定について 〔企画部：商工振興課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者となる団体 石垣市字大川 203 番地 株式会社 タウンマネージメント石垣 代表取締役 玉城 亜康 2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで |

| | |
|--|---|
| <p>議案第 84 号 石垣市伝統工芸館指定管理者の指定について</p> <p>〔企画部：商工振興課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字登野城 783 番地の 2 石垣市織物事業協同組合 理事長 松 竹 喜生子</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 85 号 石垣市キャンプ場及び石垣市観光施設指定管理者の指定について</p> <p>〔企画部：観光課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字平得 439 番地 財団法人石垣市公共施設管理公社 理事長 黒 島 健</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 86 号 明石パラワールド指定管理者の指定について</p> <p>〔企画部：観光課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字伊原間 249 番地の 43 明石スカイレジジャー振興協議会 会長 井 上 富 夫</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 87 号 サッカーパーク「あかんま」指定管理者の指定について</p> <p>〔企画部：観光課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字平得 439 番地 財団法人石垣市公共施設管理公社 理事長 黒 島 健</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |

| | |
|--|---|
| <p>議案第 88 号 底地海水浴場指定管理者の指定について</p> <p>〔企画部：観光課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市宮良 933 番地の 2 石垣島沿岸レジャー安全協議会 会長 成底正好</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 89 号 石垣市老人福祉センター指定管理者の指定について</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字真栄里 402 番地 社団法人石垣市シルバー人材センター 理事長 嵩本安意</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 90 号 石垣市民の森指定管理者の指定について</p> <p>〔農林水産部：農政経済課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字石垣 1396 番地の 2 八重山森林組合 代表理事組合長 大濱長照</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |
| <p>議案第 91 号 大濱信泉記念館指定管理者の指定について</p> <p>〔教育部：総務課〕</p> | <p>公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>1 指定管理者となる団体 石垣市字登野城 88 番地の 1 南山舎 株式会社 代表取締役 上江洲 儀正</p> <p>2 指定の期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</p> |